

(太陽光発電設備を設置された方へ)

<固定資産税(償却資産)のお知らせ>

平成24年7月から、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定の調達期間・調達価格で買い取ることを義務付けた「固定価格買取制度」が導入されました。それに伴い、下表に基づき太陽光発電設備(ソーラーパネル発電)も固定資産税の課税対象となる場合があります。

償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも資産を所有されている限り償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

申告対象となる太陽光発電設備

区分	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人設置(住宅用)	事業用資産となり、申告対象	住宅用設備となり、申告対象外
個人設置(事業用) 法人設置	事業用資産となり、申告対象	

※10kW以上の太陽光発電設備はすべて事業用となり、申告対象です。

※余剰売電、全量売電の契約に関わらず事業用資産の発電設備は申告対象となります。

※事業用と住宅用の双方に利用されている場合、利用割合に関わらず発電設備すべてが事業用となり、申告対象となります。

課税対象となる償却資産

太陽光発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含む)の発電にかかる設備は部分を含めて課税対象となります。

(発電にかかる設備の例)

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等

太陽光パネルの設置方法が、架台にのせて屋根に設置されたものも、屋根以外の場所(地上や屋根の要件を満たさない構築物など)に設置されたものも課税対象です。

※ただし、家屋に一体の建材(屋根材など)として設置されている設備は家屋としての評価の対象となり、償却資産としての申告は不要です。

太陽光発電設備の耐用年数

耐用年数省令別表第2「31 電気事業設備」の「主として金属製のもの」の17年が適用されます。

太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税標準の特例について

再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税の課税標準の特例が適用される場合があります。再生可能エネルギーについて詳しくは、資源エネルギー庁(経済産業省)ホームページをご覧ください。

太陽光発電設備については、取得時期によって対象設備や必要書類が異なりますのでご注意ください。

取得時期	平成24年5月29日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	平成30年(2018年)4月1日 ～ 令和2年(2020年)3月31日
対象資産	10kW以上の太陽光発電設備で、経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたもの	10kW以上の太陽光発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助をうけたもの ※経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたものは対象外	
適用期間と特例率	取得した翌年度から、3年度分の課税標準額を3分の2とする		1000kW未満:取得した翌年度から、3年度分の課税標準額を3分の2とする 1000kW以上:取得した翌年度から、3年度分の課税標準額を4分の3とする
特例適用に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が発行する「10kW以上の太陽光発電に係る設備認定通知書」の写し ・電気事業者が発行する「電力需給契約に関するお知らせ」または「系統連携契約書」の写し ・その他配置図、設備の仕様書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本環境協会(平成30年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ)が発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し ・その他配置図、設備の仕様書等 	